

IV 水質、大気、騒音等公害に関する情報

1 水質

■ 海域、河川、湖沼の水質測定結果

【海域】COD75%値の推移（単位：mg/L）

甲水域（類型：C）

年度	測定地点			環境基準
	ST-1	ST-2	ST-3	
平成 17 年度	2.3	2.7	2.4	8.0
平成 18 年度	2.2	2.3	2.0	
平成 19 年度	2.1	1.9	1.9	
平成 20 年度	2.3	2.2	2.2	
平成 21 年度	—	1.8	—	

COD は水中の有機物を酸化剤を使って分解するときに使う酸素の量だよ。この値が大きいほど水質がよくないよ。海水や湖沼の汚れの目安として使われているよ。



資料：大分県環境白書

乙水域（類型：B）

年度	測定地点			環境基準
	ST-4	ST-5	ST-6	
平成 17 年度	1.9	1.7	1.6	3.0
平成 18 年度	2.0	1.9	1.8	
平成 19 年度	1.8	1.6	1.6	
平成 20 年度	1.7	1.7	1.8	
平成 21 年度	1.6	—	—	

資料：大分県環境白書

丙水域（類型：B）

年度	測定地点		環境基準
	ST-7	ST-8	
平成 17 年度	2.0	2.1	3.0
平成 18 年度	2.1	1.9	
平成 19 年度	2.0	1.6	
平成 20 年度	2.1	2.0	
平成 21 年度	—	1.8	

資料：大分県環境白書

丁水域（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-9	ST-10	ST-11	
平成 17 年度	1.5	1.8	1.7	2.0
平成 18 年度	1.8	1.8	1.8	
平成 19 年度	1.6	1.8	1.9	
平成 20 年度	1.6	2.0	1.7	
平成 21 年度	1.5	—	—	

75%値は1年間に測定されたデータを小さいものから順に並べて、75%の順位(0.75×データ数)の数字よ。この値を基準にして環境基準に適合しているのか判断しているのよ。



資料：大分県環境白書

南海部郡地先（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-12	ST-13	ST-14	
平成 17 年度	1.9	1.4	1.7	2.0
平成 18 年度	1.7	1.6	1.3	
平成 19 年度	1.4	1.8	1.6	
平成 20 年度	2.0	2.5	1.8	
平成 21 年度	1.6	—	—	

資料：大分県環境白書

類型は生活環境を守るための基準として、河川、湖沼、海域別に利用目的などに応じて分けたものさ。最もきれいな AA から最も汚い E までの6つに分類されているのだよ。



入津湾（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-15	ST-16	ST-17	
平成 17 年度	2.3	2.7	2.6	2.0
平成 18 年度	2.5	2.8	2.5	
平成 19 年度	1.9	2.1	2.3	
平成 20 年度	1.8	3.0	2.5	
平成 21 年度	1.8	—	—	

資料：大分県環境白書

環境基準とは、人の健康や生活環境を守るために維持されることが望ましい目標値だよ。ぼくたちはこの基準を満たすよう努力していかなくちゃいけないんだ。



□40 年前の佐伯湾は茶色い海

昭和 40 年代の佐伯湾は、工場排水により汚染されており、茶色く濁っていました。法規制などにより長い年月をかけ水質が改善され、美しい姿を取り戻した佐伯湾は、豊かな海の幸を恵んでくれるようになりました。

海の汚染の原因は工場排水だけではなく、佐伯湾に注ぎ込む川の流域に住む人々の生活排水にもあります。豊かな恵みを次の世代へ引き継ぐためにも、保全のための継続的な取組と努力が必要です。

COD 年度平均値（単位：mg/L）

測定年又は測定年度	測定地点	測定値	環境基準
昭和 41 年	大入島南側	8.0	3.0
昭和 44 年	〃	12.1	3.0
昭和 46 年度	大入島東浜沖	4.6	8.0
昭和 54 年度	〃	1.9	8.0
平成元年度	ST-4	2.2	3.0
平成 10 年度	〃	1.7	3.0
平成 21 年度	〃	1.5	3.0

資料：環境省環境白書、環境省 HP、大分県

【河川】BOD75%値の推移（単位：mg/L）

類型：A

年度	測定地点					環境基準
	番匠川上流	番匠川下流※	堅田川上流	堅田川下流	木立川	
平成17年度	<0.5	1.0	0.6	1.4	0.6	2.0
平成18年度	<0.5	0.9	0.9	1.2	1.0	
平成19年度	0.5	1.1	0.8	1.1	0.8	
平成20年度	0.6	1.0	0.5	1.3	0.6	
平成21年度	0.8	1.1	<0.5	1.8	1.1	

※ 番匠川下流については、平成20年3月31日県告示第222号によりBからAに変更

資料：大分県環境白書

類型：B

年度	測定地点		環境基準
	中川	中江川	
平成17年度	2.3	1.4	3.0
平成18年度	2.6	1.5	
平成19年度	2.7	2.3	
平成20年度	1.3	1.9	
平成21年度	2.2	2.0	

BODは水中の微生物が有機物を分解するときに使う酸素の量だよ。この値が大きいかほど、水質がよくないよ。河川の汚れの目安として使われているよ。



資料：大分県環境白書

【湖沼】COD75%値の推移（単位：mg/L）

北川ダム（類型：A）

年度	測定地点	環境基準
	ダム前-5	
平成19年度	2.2	3.0
平成20年度	2.3	
平成21年度	3.0	

（平成19年3月30日県告示第409号にて類型指定）

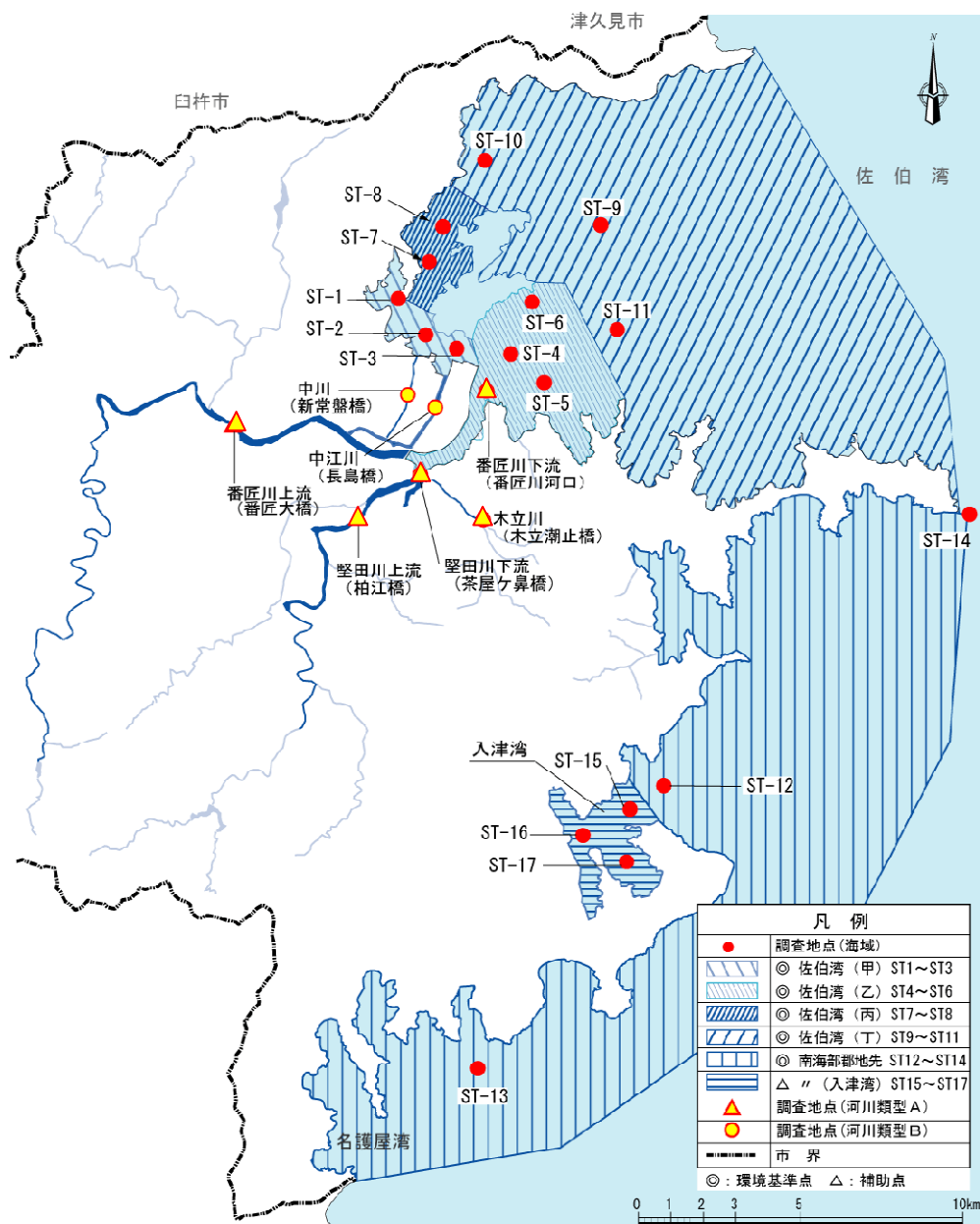
資料：大分県環境白

北川ダム COD年平均値の推移

年度	測定地点	
	ダム前-5	田代-29
平成17年度	2.2	2.5
平成18年度	2.0	2.3
平成19年度	2.0	2.2
平成20年度	2.1	2.3
平成21年度	2.5	2.7

資料：大分県環境保全課

図：海域、河川の水質測定地点



■ BOD 平均値からみた番匠川の水質ランキング（九州）

平成 21 年における BOD 平均値からみた番匠川の順位は、九州地方の一级河川 20 水系 26 河川中 9 位でした。BOD 値が 1 mg/L 以下であると、ヤマメ、イワナが生息できる人為的汚染のない環境とされています。

	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年
順位	7	8	6	9	9
BOD 平均値 (mg/L)	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9

資料：国土交通省佐伯河川国道事務所

汚水処理の状況

きれいな川や海を守るために、私たちにできることの一つは、汚れた水を河川や海に流さないことです。下水道への加入や、合併浄化槽の取り付けなどを行うことで取り組むことができます。本市の汚水処理人口普及率は平成 21 年度末で、総人口の 66.1%となっています。大分県全体の普及率とほぼ同じですが、全国の普及率には大きく及びません。今後、下水道等の計画的な整備を図り、汚水処理人口普及率を向上させることが、美しい水を守ることに繋がります。

■ 汚水処理人口^{※1}、汚水処理人口普及率^{※2}

		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
汚水処理人口 (人)	下水道	22,956	23,209	24,226	24,264	24,198
	農業集落排水施設 ^{※3}	6,246	6,232	6,203	6,701	7,997
	漁業集落排水施設 ^{※4}	2,183	2,159	2,126	2,522	2,458
	浄化槽 ^{※5}	17,949	18,755	18,391	17,887	18,352
	計 (A)	49,334	50,355	50,946	51,374	53,005
総人口 (年度末 : B)		83,318	82,588	81,709	80,780	80,234
汚水処理人口普及率	佐伯市 (A ÷ B × 100)	59.2%	61.0%	62.4%	63.6%	66.1%
	大分県	60.8%	62.0%	63.4%	64.6%	66.1%
	全国	80.9%	82.4%	83.7%	84.8%	85.7%

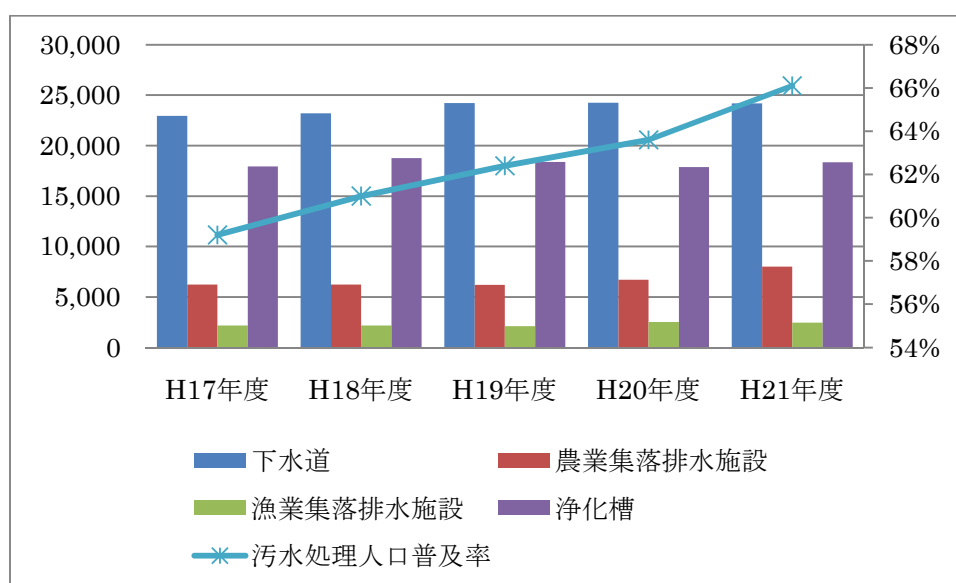
※1 汚水処理人口：下水道や浄化槽等を利用できる人の数

※2 汚水処理人口普及率：人口に対する汚水処理人口の割合

※3 農業集落排水施設：農業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

※4 漁業集落排水施設：漁業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

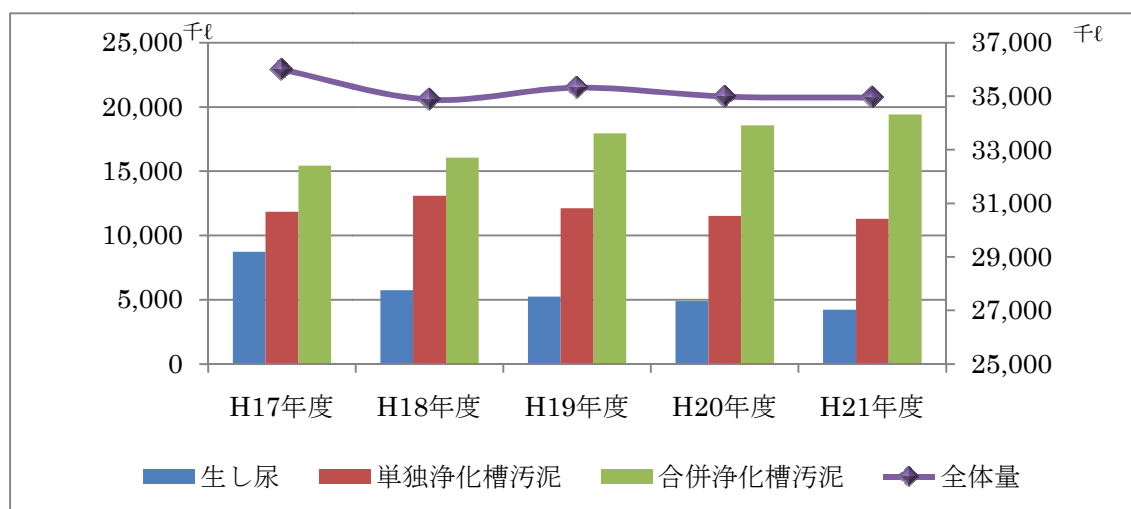
※5 浄化槽：合併処理浄化槽のみの数値で、単独浄化槽は含まない。



■ し尿処分量の推移

(単位:ℓ)

	生し尿	単独浄化槽汚泥	合併浄化槽汚泥	全体量
H17年度	8,726,256	11,841,612	15,423,800	35,991,668
H18年度	5,738,706	13,086,258	16,051,890	34,876,854
H19年度	5,238,368	12,130,532	17,954,160	35,323,060
H20年度	4,891,039	11,520,956	18,579,600	34,991,595
H21年度	4,216,189	11,308,050	19,425,638	34,949,877



人口の減少に伴い、全体量も減少傾向にあります。また浄化槽の設置数の増加とともに、生し尿の処分量はこの5年間で約半数にまで減少しています。

2 大気

■ 佐伯市の大気環境について

本市の大気の状態については、市内3か所で観測しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊物質の測定項目全てにおいて環境基準に適合しています。近年問題となっている光化学オキシダントについては、本市で発生した事例はありませんが、平成19年5月に、県内初となる注意報が津久見市において発令されました。平成21年度には5月に大分市中部と大分市南部、6月には日出町と大分市中部において注意報が発令されており、頻発化、広域化の傾向が強くなってきています。光化学オキシダントは、自動車や工場から出る窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線を受けることにより発生するものです。これらの汚染物質は、風に乗って移動する間に化学反応が進むため、工場や都市中心部に近いところに限らず、工場などのない山間部などでも発生することがあります。従って、光化学オキシダントが発生しやすい5月から9月にかけては、注意が必要です。

また、汚染物質については、国内だけでなく国外から移流してきているとの説もあるため、国ではその原因究明と対策に関する検討が行われています。

【測定地点：八幡観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (mg/m3)	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 (日)
H17年度	0.004	0	0	0.011	0	0	0.029	0	0
H18年度	0.004	0	0	0.010	0	0	0.029	0	1
H19年度	0.004	0	0	0.010	0	0	0.026	7	1
H20年度	0.004	0	0	0.008	0	0	0.026	0	0
H21年度	0.004	0	0	0.007	0	0	0.027	9	1

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：石間観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (mg/m3)	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 (日)
H17年度	0.004	0	0	—	—	—	—	—	—
H18年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H19年度	0.004	0	0	—	—	—	—	—	—
H20年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H21年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：大分県南部振興局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)
H17年度	0.006	0	0	0.011	0	0	0.023	0	0
H18年度	0.005	0	0	0.010	0	0	0.021	0	0
H19年度	0.004	0	0	0.009	0	0	0.021	2	0
H20年度	0.003	0	0	0.008	0	0	0.016	0	0
H21年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.015	8	1

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【環境基準達成状況】

対象物質	基準	達成状況
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成

■ 大分県下の光化学オキシダント緊急時等発令状況

年度	発令月日	発令時間	解除時間	発令呼称	発令地域	
H19	5月9日	13:35	17:15	注意報	津久見市	
			16:35	予報	大在・坂ノ市	
	5月27日	15:15	17:15	予報	日田	
H21	5月10日	14:40	17:05	予報	別府	
			11:40	12:15	予報	大分市中部 (注意報へ移行)
			12:15	15:35	注意報	大分市中部
	5月20日	13:15	15:35	注意報	大分市南部	
			12:50	15:20	予報	別府
			12:50	13:20	予報	日出 (注意報へ移行)
	6月25日	13:20	15:20	注意報	日出 (注意報へ移行)	
13:40			15:20	注意報	大分市中部	

※平成11年度～平成18年度の間及び平成20年度は予報・注意報の発令はありません。

資料：大分県

平成 21 年度の詳細

発令月日	発令時間	解除時間	発令呼称	発令地域	オキシダントの濃度状況	
					最高値 (ppm)	測定局
5月10日	14:40	17:05	予報	別府	0.117	青山中学校
5月20日	11:40	12:15	予報	大分市中部	0.132	坂ノ市中学校
	12:15	15:35	注意報			東大分小学校
	13:15	15:35	注意報	大分市南部	0.151	敷戸小学校
6月25日	12:50	15:20	予報	別府	0.117	青山中学校
	12:50	13:20	予報	日出	0.123	日出町鷹匠
	13:20	15:20	注意報			
6月26日	13:40	15:20	注意報	大分市中部	0.128	王子中学校

資料：大分県

□光化学オキシダント注意報が発令されたら

光化学オキシダント注意報が発令されると、次のような症状が出る場合があります。

- 目がチカチカする、目が痛い、涙が出る。
- のどが痛い、せきが出る、息苦しい。
- 吐き気がする、頭痛がする。 など

注意報が出されたら!!

- 窓を閉めてなるべく室内ですごしましょう。
- 目やのどが痛くなったら、水で洗い流しましょう。
- 頭が痛くなったり、息苦しくなったら、日かげや室内で休みましょう。
- 症状がひどいとき、おさまらないときにはお医者さんにみてもらってください。
- 自動車の使用は控えるようにご協力ください。
- 工場、事業場の方は排ガスの減少にご協力ください。
- 洗濯物は外に干しても問題ありません。



～大分県HPより引用～

3 騒音、振動

(1) 騒音

環境基本法の規定に基づき、騒音に係る環境基準が定められています。各類型を当てはめる地域は、都道府県知事により指定されています。

■ 一般環境における騒音の環境基準達成状況

区分	地域の類型	測定地点数	環境基準達成地点		時間区分ごとの環境基準達成状況			
			地点数	達成率(%)	昼間		夜間	
					地点数	達成率(%)	地点数	達成率(%)
平成17年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成18年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成19年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成20年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	1	50	2	100	1	50
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	67	3	100	2	67
平成21年度	A	1	0	0	0	0	0	0
	B	2	0	0	1	50	1	50
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	0	0	1	33	1	33

資料：大分県環境白書

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 振動

振動規制法に基づき、規制区域内で発生される振動が規制されています。規制対象となるのは、「規制地域内にあり、特定の施設がある工場・事業場」、「規制地域内で行う特定の建設工事」、「規制地域内の道路交通振動」です。

■ 特定工場の振動規制基準

	昼間	夜間
時間	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

特定工場：規制地域内で特定施設を設置している工場・事業場

特定施設：金属加工機械、空気圧縮機等、土石用破砕機等、織機、建設用資材製造機械、穀物用製粉機、木材加工機械、抄紙機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、鋳型造形機

第一種区域：良好な住居環境のため、特に静穏を必要とする地域
主に住居があるため、静穏を必要とする区域

第二種区域：住居とともに商業施設、工業施設があるが、住民のために騒音の発生を防止する必要がある区域
主に工業地域であるが、住民のため著しい騒音を防止する必要がある地域

■ 特定建設作業の規制基準

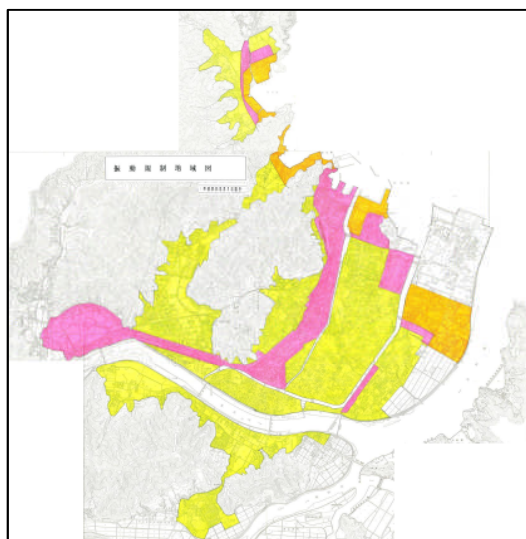
区域の区分	1号区域	2号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	1日10時間	1日14時間
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

特定建設作業：くい打機等を使用する作業、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、空気圧縮機を使用する作業、コンクリートプラント等を設けて行う作業、バックホウを使用する作業、トラクターショベルを使用する作業、ブルドーザーを使用する作業

1号区域：特定工場規制区域の第一種区域に該当する区域及び学校等静穏を必要とする施設の周辺

2号区域：特定工場規制区域の第二種区域に該当する区域

■ 振動地域図



凡例
特定工場の規制
第1種区域：黄色
第2種区域：桃 橙
特定建設作業の規制
1号区域：黄色 桃
2号区域：橙

旧佐伯市内の中心部が指定されています。

4 悪臭

悪臭防止法により、工場や事業場から発生される悪臭が規制されています。この規制は、規制地域内にある工場等から発生する悪臭が対象となり、家庭生活や下水路等事業場以外からの臭気については規制の対象となりません。規制地域や規制基準は大分県知事により指定されています。

■ 敷地境界線の地表における規制基準

(単位 ppm)

悪臭物質	規制基準	悪臭物質	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

■ 排出口（煙突等）における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 悪臭物質の流量 (0°C、1気圧での立方メートル毎時)

He : 補正された気体排出口の高さ (メートル)

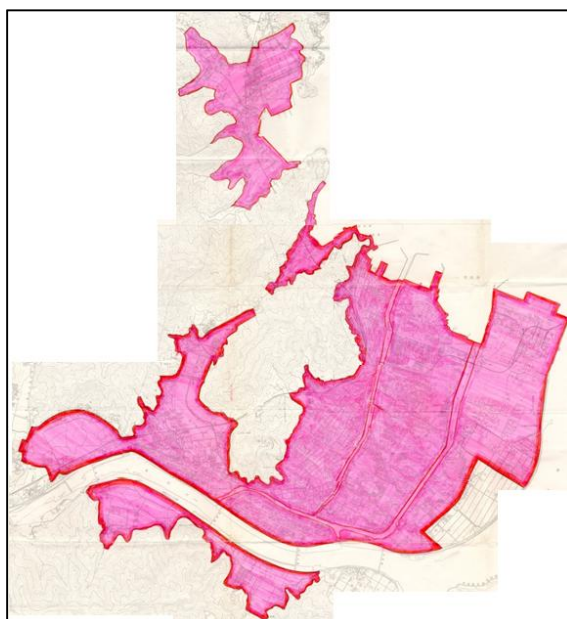
Cm : 敷地境界における規制基準 (ppm)

特定悪臭物質 : アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

■ 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	排水水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.03

■ 悪臭規制地域図



旧佐伯市内の中心部が指定されています。

5 その他

(1) 土壌汚染及び地盤沈下

本市の生活環境や自然環境の保全、災害の発生防止を目的とし、平成 17 年 12 月に佐伯市埋立て等規制条例を制定しました。この条例により、一定以上の面積等において埋立てや盛土、土砂等のたい積を行う場合に届出が必要となりました。平成 21 年度までに届出はありません。

土壌汚染法に基づく指定区域は、平成 22 年 3 月末現在、本市内にはありません。また、地盤沈下においても報告事例はありません。

(2) ダイオキシン

ダイオキシンは森林火災、火山活動でも発生しますが、主な発生源は塩素が完全に燃えきらない低温焼却によるごみ焼却炉とされています。発生したダイオキシンは大気中の粒子と結合し土壌や水中に入り、食物を通じて人体に取り込まれます。毒性の強いものと、ガンを引き起こしたり、生物の生殖器官に影響を及ぼす恐れがあるといわれています。本市ではすべての調査地点において環境基準を大幅に下回っています。

■ ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壌等）の調査結果

【大気】

(単位 pg-TEQ/m³)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	0.6 以下
平成 18 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.017	
	県立佐伯高等技術専門学校	0.022	
平成 19 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	
平成 20 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.014	
平成 21 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.012	

資料：大分県環境白書

【地下水】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	宇目重岡	0.026	1 以下
平成 18 年度	宇目小野市	0.026	
	大入島石間浦	0.055	
平成 19 年度	船頭町	0.026	
平成 20 年度	大字臼坪松崎	0.042	
平成 21 年度	大字海崎	0.026	

資料：大分県環境白書

【公共用水域（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	番匠川 番匠大橋	0.070	1 以下
	佐伯湾	0.030	
平成 18 年度	堅田川 柏江橋	0.034	
	番匠川 番匠大橋	0.070	
	佐伯湾	0.032	
平成 19 年度	番匠川 番匠大橋	0.072	
	番匠川 番匠川河口	0.082	
	佐伯湾	0.048	
平成 20 年度	番匠川 番匠大橋	0.069	
	佐伯湾	0.085	
平成 21 年度	番匠川 番匠大橋	0.072	

資料：大分県環境白書

【底質（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	番匠川 番匠大橋	0.25	150 以下
	佐伯湾	2.00	
平成 18 年度	堅田川 柏江橋	1.00	
	番匠川 番匠大橋	0.24	
	佐伯湾	2.70	
平成 19 年度	番匠川 番匠大橋	0.25	
	番匠川 番匠川河口	0.58	
	佐伯湾	2.40	
平成 20 年度	番匠川 番匠大橋	0.50	
	佐伯湾	2.60	
平成 21 年度	番匠川 番匠大橋	0.23	

資料：大分県環境白書

pg-TEQ/m³(L、g)とは、1立方メートル(リットル、グラム)中に2,3,7,8-テトラクロロ ジベンゾパラジオキシン(TCDD)が1兆分の何グラム含まれているかを計算した値さ。
1pgは1兆分の1g。多くの種類があるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した量をTEQを使って表しているのだ。



【土壌】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	蒲江大字楠本	0.02	1,000 以下
	上浦大字浅海井	0.17	
平成 18 年度	弥生大字小田	0.58	
	本匠大字笠掛	0.22	
平成 19 年度	—	—	
平成 20 年度	鶴見大字地松浦	2.80	
平成 21 年度	港児童公園	2.10	

資料：大分県環境白書

【ごみ処理施設】

施設名	エコセンター番匠		エコセンター蒲江	
	測定日	1号炉	平成 21 年 7 月 8 日	1号炉
	2号炉	平成 21 年 7 月 8 日	2号炉	平成 21 年 9 月 18 日
測定結果	1号炉	0.0059ng-TEQ/m ³ N	1号炉	1.3ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.0028ng-TEQ/m ³ N	2号炉	1.8ng-TEQ/m ³ N
維持管理基準	新設施設	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	既存施設	10ng-TEQ/m ³ N 以下
				(焼却能力 2,000kg/h 未満)



ng-TEQ/m³N は 0°C、1 気圧(定常状態)において、1立方中に 2,3,7,8-TCDD が 10 億分の何グラム含まれているかを計算した値だよ。

(3) 公害

■ 公害の種類別苦情件数 (年度)

	水質汚濁	大気汚染	土壌汚染	悪臭	振動	騒音	地盤沈下	小計	その他	計
H17	6	4	1	20	0	5	0	36	34	70
H18	5	20	0	13	1	3	0	42	49	91
H19	9	14	0	19	1	4	0	47	39	86
H20	9	16	0	14	1	3	0	43	25	68
H21	8	19	0	24	0	11	0	62	38	100

■公害防止協定締結事業者

	事業者名	協定締結年月日	備 考
1	(株)興人佐伯工場	昭和 50 年 8 月 8 日	平成 14 年 12 月 19 日協定一部変更
2	レイキ工業(株)	昭和 58 年 12 月 1 日	
3	大和冷機工業(株)	平成元年 8 月 23 日	
4	大分部品(株)	平成 3 年 10 月 14 日	平成 11 年 12 月 1 日協定一部変更
5	(株)ヤマジン	平成 9 年 4 月 25 日	
6	(株)二豊鉄工所	平成 10 年 6 月 24 日	
7	(株)長尾製作所	平成 12 年 5 月 11 日	

■公害防止協定締結施設（市の管理施設）

	施設名	締結先	協定締結年月日
1	クリーンセンター	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 53 年 2 月 1 日
2	終末処理場	女島区	昭和 56 年 12 月 21 日
3	終末処理場	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 59 年 7 月 26 日

■ 産業廃棄物処理施設 協定締結事業者

	事業者名	種 類	設置場所	協定締結年月日
1	矢野建材工業	中間処理施設	弥生大字床木	平成 11 年 11 月 4 日
2	(有)一宮林業	中間処理施設	上岡	平成 19 年 12 月 26 日
3	エコセンター力南(株)	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
4	(株)双立	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
5	エコセンター力南(株)	中間処理施設	弥生大字井崎	平成 21 年 3 月 31 日
6	(株)サンテツ	中間処理施設	西浜	平成 21 年 6 月 9 日
7	(株)南和環境	安定型最終処分場	宇目大字南田原	平成 22 年 1 月 12 日

公害防止協定とは、企業と市または住民団体の間で交わした公害を防止するための約束です。公害を防止するために地域や企業の特성에応じた内容になっており、公害防止のひとつの手段になっています。

(4) アスベスト

■石綿（アスベスト）等の除去に係る各種届出件数

年 (1～12月)	建設工事 計画届	作業届	
平成 17 年	9	0	建設工事届出書 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける除去作業を行う際に提出しなければならない届出
平成 18 年	15	2	
平成 19 年	2	0	作業届 耐火建築物または準耐火建築物以外の石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材が貼り付けられた建築物等の解体等作業、吹き付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業を行う際に提出しなければならない届出
平成 20 年	2	2	
平成 21 年	3	2	

資料：佐伯労働基準監督署

■ 吹き付けアスベスト調査結果（市管理施設分）

区 分	市長部局	教育委員会 部局	総 計
調査件数	580	188	768
吹き付けアスベスト未使用箇所	573	187	760
吹き付けアスベスト材使用箇所	7	1	8

吹き付けアスベスト使用場所一覧（市管理施設分）

	使用場所	対応	備考
1	市役所本庁舎 1 階天井裏	囲い込み処理	
2	市役所本庁舎 2 階天井裏一部	囲い込み処理	
3	弥生振興局 2 階機械室	締切りにて対応	
4	弥生振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
5	弥生振興局 1 階ボイラー室	平成 18 年に除去済み	
6	本匠振興局階段室階段裏側	平成 17 年に除去済み	
7	本匠振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
8	佐伯文化会館 1 階機械室	平成 21 年に除去済み	教育委員会部局

※吹き付けアスベスト使用箇所における劣化の状況については、いずれも飛散する状況ではなく安定しており、また、職員以外の者が勝手に出入り出来ないように入口は施錠し、鍵は職員が管理しています。